

厚木市客引き行為等防止条例の一部改正の骨子

1 趣旨

平成 26 年 4 月 1 日に施行された厚木市客引き行為等防止条例（以下「現行条例」という。）は、指定するキャバクラ、性風俗店等の業種（以下「指定営業」という。）に係る客引き行為、その従業員となるよう勧誘するスカウト行為などの行為（以下「客引き行為等」という。）を規制し、また、それらの行為を繰り返す違反者及び事業者には行政罰を設けており、客引き行為等指導員による警戒・指導を積極的に推進することにより、一定の成果を挙げてきました。

一方、近年、指定営業に含まれていない居酒屋、カラオケ店などの業種の従業員が主に本厚木駅北口付近や一番街において客引き行為等を活発に行うようになり、それについて市民の方から「毎回声を掛けられて迷惑している。」「通行の邪魔だし、怖い。」「取り締まって、排除してほしい。」といった要望・苦情が数多く届くようになりました。

現行条例の規制では、指定営業以外の業種による客引き行為等は、拒絶の意思を示している通行人に対して執ように進路に立ちふさがるなどの行為をした場合でなければ取り締まることができず、市民からの声を基に口頭注意を与えてはいるものの、根本的な解決を図るに至っていないのが実情です。

そこで、市民の皆様が安心して歩ける本厚木駅周辺の環境を実現するため、現行条例の一部改正を行うものです。

2 改正概要

(1) 指定営業の拡大

次に掲げる営業を、指定営業に追加します。

ア 酒類提供飲食店

飲食店営業のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）

※ 「営業の常態として」とは、営業時間中常という意味です。

「通常主食と認められる食事」とは、米飯類、パン類、麺類など社会通念上主食と認められる食事をいいます。



イ カラオケ店

個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供して営む営業

※ 個室を設けることなく、広いホールに設置されたカラオケ装置で客に歌唱させるような営業は、該当しません。



(2) 客引き行為等を用いた営業の禁止（事業者への規制強化）

事業者は、客引き行為等をした者又は当該行為に関係のある者から紹介を受けて、当該行為を受けた者を客として当該事業者の店舗に立ち入らせてはならないものとします。

※ 「客引き行為等をした者」は、当該事業の従業員であるか、フリーの客引き行為者であるかを問いません。

「当該行為に関係のある者」とは、客引き行為等をした者の雇用者、客引き行為等をした者から客を引き受けた者、客引き行為等をした者に当該行為を委託した者などです。

フリーの客引き行為者



委託事業者



また、事業者は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(3) 立入調査権限の付与（指導時の権限強化）

現行条例では、指導に必要な限度において、客引き行為等をした者及び当該行為に関係のある者に対し、質問その他の当該行為を明らかにするために必要な行為をすることができます。

それに加えて、当該行為に関し、当該事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査すること（以下「立入調査」という。）ができる権限を与えます。

ただし、それらの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととします。



(4) 罰則の強化

現行条例に規定している「勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき」に加え、指導時において次のいずれかに該当する者には、50,000 円以下の過料に処することとします。

ア 質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

イ 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

※ 「拒む」とは、立入調査を受け入れない、承諾しない、又は断ることをいいます。

「妨げる」とは、立入調査の進行を邪魔することをいいます。

「忌避する」とは、立入調査を嫌って、積極的に避けることをいいます。

3 条例改正スケジュール

令和 7 年 9 月	条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメント
令和 7 年 12 月	12 月定例会議に条例改正案を上程
令和 8 年 1 月～ 3 月	改正条例周知期間
令和 8 年 4 月	改正条例施行